

小規模保育事業 保育園スキップ 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社 エブリープラン
所 在 地	大阪市港区弁天 6 丁目 4-30-501
電 話 番 号	06-4394-8141
代表者氏名	代表取締役 金城純子

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業C型
施 設 の 名 称	保育園スキップ
施 設 の 所 在 地	大阪府中央区本町橋 8-9-201
連 絡 先	電話番号 06-6755-4150 FAX 06-6755-4192
管 理 者	園長 宮崎詩織
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 3人 2歳児 4人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 7人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	H27年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710052000389
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.baycom.zaq.ne.jp/bgdko905
スマホ用スキップHP	http://skip.ojaru.jp

3 事業の目的・運営方針

保育園スキップ（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 11 階建のうち 2 階
	延べ面積	59.02 m ²
屋外遊戯場		中大江公園 10,590 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1 室	10.01 m ²
保育室(又は遊戯室)	1 室	26.4 m ²
その他	調理室、調乳設備、沐浴槽、防犯カメラ、電子ピアノ	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 「小規模保育」という特長を生かし、子ども 10 人に対し保育スタッフ 5 人を配置、大規模な集団保育では難しい、ひとりひとりの発達状況や個性に合わせたきめ細やかな家庭的保育を行っています。

また、機動力を活かし、待機児童問題が深刻な地域に積極的に開園しており、同ビル内や近隣住民とのコミュニケーションを大切にし、なごやかな雰囲気もとで保育を行っています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 R7 年 5 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
管理者(園長)	園務をつかさどり、職員を監督	1	1		保育士
保育副主任	管理者の命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1		保育士
サブリーダー	園長を助け、園務の一部を行う 専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	1	1		保育士
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	2	1	1	保育士
家庭的保育補助者	保育士を助け、園児の保育を行う	3		3	支援員
調理員栄養士	給食、おやつを調理する	1		2	

事務員	財務給与及び事務	1		1	
-----	----------	---	--	---	--

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
管理者園長	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育副主任	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育サブリーダー	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育補助者	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
調理員栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時から9時、17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

卒園児を受け入れ、教育又は保育を提供

必要に応じて代替保育の提供

園児に集団保育を体験させるための機会の設定

その他保育に関する支援

(2) 連携施設

ブライト保育園大阪谷町

運 営 主 体	社会福祉法人 済聖会 ブライト保育園大阪谷町
所 在 地	大阪府中央区本町 1-2-8 TSKビル3F
連 携 内 容	・集団保育を体験させるための機会の設定、相談 ・必要に応じて代替保育の提供 ・卒園児を受け入れ、教育又は保育を提供

	(2 歳児定員 4 人中 1 人)
電 話 番 号	06-6943-0190

中央なにわ幼稚園

運 営 主 体	学校法人 中央なにわ幼稚園
所 在 地	大阪府中央区粉川町 7-6
連 携 内 容	・卒園児を受け入れ、教育又は保育を提供 (2 歳児定員 4 人中 3 人)
電 話 番 号	06-6761-3377

南大江保育所

運 営 主 体	大阪市
所 在 地	大阪府中央区農人橋 1-1-2
連 携 内 容	・集団保育を体験させるための機会の設定
電 話 番 号	06-6942-0590

卒園後、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 保育料の納付が遅れた場合は、保育園の再通知後翌日から延滞金(特別基準割合年 7.3%)が発生します。

(4) (3)の再通知後になお完納していない場合(再通知後 10 日経過)、大切な保育料確保、納付期限までに納めた方との公平性を保つために、退園手続きをし、大阪市の定める滞納処分に従うものとします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	医療法人佳樹会 のりおかクリニック
医院長名又は医師名	則岡直樹
所在地	大阪市中央区谷町 2-3-4 サンシャイン大手前ビル2F
電話番号	06-6943-6005

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人 宏陽会 古川キッズデンタルクリニック
医院長名又は医師名	佐々木秀和
所在地	中央区徳井町 1-2-2
電話番号	06-6940-4182

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 無 ・誘導灯 有 ・避難器具 有 ・防犯カメラ 有 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施

(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 得能浩一 ・ご利用時間 8:00～19:00 ・電話番号 06-4394-8246 06-4394-8141 F A X 06-4394-8441 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	NPO 法人ニッポン・アクティブ ライフ・クラブ ナルク福祉調査センター	電話番号 06-6941-5220	代表 高畑敬一

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	三井住友海上	日本スポーツ振興
保険の内容	賠償責任保険	災害共済給付制度
保険金額	200,000 千円 / 名	3,000 千円 / 名

詳しくは、別途配布する「賠償責任保険のしおり」を御確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

年度	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
0 歳 児	2	2	2	0	0	1	0	2	0	1	0
1 歳 児	6	3	4	3	1	3	4	2	2	1	2
2 歳 児	2	5	4	4	4	1	3	2	4	2	3

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成 27 年度受審	平成 27 年 12 月受審
自己評価の実施状況	毎年度実施予定	

22 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により

大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)
なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項 目	対象年齢	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
帽子	全員	熱中症対策	入園時 1,000 円
連絡袋	全員	連絡帳入れ	入園時 300 円
連絡帳 3 冊	全員	保育記録・利用者連絡用	年額 600 円
絵本代	全員	本に慣れ親しむように 毎月提供	毎月 430 円
遠足に係る 交通費	全員	マイクロバス等移動手段に要する経費	1000 円/回
保険代	全員	日本スポーツ振興 傷害保険	365 円 /年間

- 紙パンツは持ち込み可能で名前を記入して 1 日 5～6 枚持参 (120 円/枚)

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料
延長無し
- (2) 保育短時間認定に係る月額時間外保育料
9:00～17:00 通常
8:00～9:00 17:00～19:00 延長 1h2,900 円/月

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

保育園スキップ 重要事項説明書の同意書

株式会社 エブリープラン 保育園スキップ
代表取締役 金城 純子 殿

保育園スキップの重要事項説明書に同意致します。

園児氏名 _____

生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

住 所 _____

年 ____ 月 ____ 日

保護者住所 ☐ (同上) _____

保護者氏名 _____ (印)

園児との関係 _____